

ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置

対象税目：軽油引取税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- 物品役務相互提供協定（以下「ACSA」という。）に基づき、同盟国及び同志国の協定締約国の軍隊に対して、自衛隊が“自衛隊の船舶、通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置”の下で調達した、軽油引取税が免税された軽油を協定締約国の軍隊に提供する場面が想定される。
- 現行税制では、自衛隊が協定締約国の軍隊に免税軽油を提供する場合には、当該譲渡に先立ち都道府県知事の承認を得る必要があり、あわせて軽油引取税が課税（みなし課税）されることとされている。本特例措置がない場合、ACSAに基づく後方支援活動を行う際に、地方税納税に係る予算措置及び関係事務が生じ、適時適切な後方支援活動の実施に支障をきたすおそれがある。

当該措置の政策体系における位置づけ

- 防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。
基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出
②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾
③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除
- 政策分野：1 国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取り組み
2 同志国等との連携
- 施策：1 国際平和協力活動等
2 大規模災害等への対応
3 共同訓練・演習

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法第144条の3、地方税法附則第12条の2の7第6項、地方税法施行令附則第10条の2の2
創設年度：平成27年度
適用期限：令和9年3月31日
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

- 自衛隊が調達した軽油のうち、船舶の動力源として用いる軽油は、“自衛隊の船舶、通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置”により軽油引取税が免税されている。具体的には、自衛隊は、自らが使用する船舶の動力源に用いる軽油を調達する際には、地方税法附則第12条の2の7第1項第1号に基づき、令和9年3月31日までの間、課税免除の特例措置を受けている。（この軽油を以下「免税軽油」という。）
- 当該特例措置の下で調達した免税軽油を第三者に譲渡する場合には、同法第144条の3第1項第3号に基づき、軽油引取税が課税（みなす課税）されるとともに、同条第3項に基づき、当該譲渡に先立って都道府県知事の承認を得ることとされている。
- 本制度は、当該免税軽油について、協定締約国の軍隊に提供する場合、追加的な財政負担や都道府県知事の事前承認を要することなく、現場で必要となる軽油を迅速かつ円滑に提供することを目的としている。

減収額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額（億円）	約0.28	約0.05	約0.99	約1.46	約1.49	約0.83

（出所）防衛省による集計（1キロリットル＝32,100円換算）

③ アクティビティ

- ACSAに基づき、協定締結国の軍隊に対し、自衛隊が保有する免税軽油を含む物品の提供を実施する。
- 提供にあたり、軽油引取税の課税および都道府県知事の事前承認に係る調整を不要とすることで、現場における迅速かつ円滑な後方支援活動を可能とする。

④ アウトプット

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
適用数（KL）	約876KL	約167KL	3,091KL	4,562KL	4,657KL	2,593KL
適用額（億円）	約0.28	約0.05	約0.99	約1.46	約1.49	約0.83

（出所）防衛省による集計（1キロリットル＝32,100円換算）

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	<ul style="list-style-type: none"> ○課税免除・都道府県知事による第三者譲渡にかかる事前承認の免除 <ul style="list-style-type: none"> → 軽油提供に係る事務・時間・財政負担の排除 → 現場での迅速な後方支援が可能
⑤ 短期アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> ○協定締約国の軍隊への軽油提供に係る即応性の確保 <ul style="list-style-type: none"> 指標：軽油提供時に追加的な税負担・事前承認が不要であること 目標値：必要時に遅滞なく提供可能な制度状態を維持 対象期間：措置適用期間中
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	<ul style="list-style-type: none"> ○即応的後方支援 <ul style="list-style-type: none"> → オペレーションの円滑化 → 同盟国・同志国との協力の実効性向上
⑥ 中期アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> ○後方支援活動の効率的実施・諸外国との安全保障協力の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> 指標：国家安全保障戦略等に掲げる目標との整合性 目標値：必要時に遅滞なく提供可能な制度状態を維持 対象期間：措置適用期間中
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	<ul style="list-style-type: none"> ○平素からの協力の積み重ね <ul style="list-style-type: none"> → 抑止力・対処力の向上
⑦ 長期アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> ○我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定の確保 <ul style="list-style-type: none"> 指標：制度上の支障なく後方支援が実施可能であること 目標値：必要時に遅滞なく提供可能な制度状態を維持 対象期間：措置適用期間中

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
ACSAに基づく免税軽油の年度別提供実績	<p>条約等に基づく免税軽油の提供は、アドホックに発生するものであり、あらかじめ数量や頻度を見込むことが困難であるため、提供実績を用いることが、制度の運用状況を確認する上で適切であるため。</p>

●分析手法：定性的分析
 選定理由：本特例措置によってアウトカムが増減する性質のものではないため、制度設計が政策目的を阻害しない状態を確保しているかを確認する観点から、定性的分析を採用した。

【分析内容】

- 本特例措置は、A C S Aに基づく後方支援活動における迅速かつ円滑な軽油提供を確保することを目的として、軽油引取税の課税および都道府県知事の事前承認を免除する制度設計となっている。
- これまでに、国別では訓練等の機会を通じ、本特例措置を活用して迅速かつ円滑に次のとおり軽油を提供しており、協定締約国との間の後方支援活動の効率的実施及び安全保障協力の円滑化に寄与しており、政策目的と整合している。

協定締結から令和6年度までの日本からの免税軽油提供量	
日豪A C S A	約6690キロリットル
日英A C S A	約640キロリットル
日仏A C S A	約1485キロリットル
日加A C S A	約5849キロリットル
日印A C S A	約1502キロリットル

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 各種訓練等の機会を通じ、本特例措置を活用して迅速かつ円滑に上記のとおり軽油を提供しており、協定締約国との間の後方支援活動の効率的実施及び安全保障協力の円滑化に寄与できた。		
② 達成できていない場合の要因	-	-	-
③ 政策効果等	○ 課税免除により迅速な後方支援を可能とする制度的効果がある。 ○ 軽油引取税のみなし課税が発生しないことにより、防衛省における予算措置及び地方自治体における租税事務を免ずることによる作業負担が軽減する。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○ 本特例措置がない場合、みなし課税が発生し、予算措置及び第三者譲渡について知事の事前承認等が必要である。 ○ また、A C S Aに基づき、協定締約国から軽油の需要が発生した際に、特例措置がなければ迅速な後方支援が困難となる恐れがある。 ○ よって、租税特別措置が妥当である。		
⑤ 見直しの方向性	○ A C S Aに基づく共同訓練等における協定締約国部隊間の協力活動の実施の円滑化のため、引き続き免税措置とする必要がある。 ○ 加えて、A C S Aは、国際条約であり恒久的措置であり、これらに基づく物品（軽油）の提供は、将来にわたり想定されるものであるため、免税軽油の譲渡に係る免税措置の恒久化が妥当であると考え。		

主担当部局 : 防衛装備庁装備政策部装備政策課

共管担当部局 : 防衛政策局国際政策課、インド太平洋地域参事官